

## 第3章 職員の給与

職員の給与は、国公法上、法律に基づき定められることとされ（給与法定主義）、社会一般の情勢に適応するよう国会により随時変更でき、その変更に関して人事院は勧告を怠ってはならないとされている。このため、人事院は、俸給表が適当であるかどうかについて、毎年少なくとも1回、国会及び内閣に同時に報告しなければならないとされており、その際、給与を決定する諸条件の変化に応じて適当な勧告をする義務を負っている（情勢適応の原則）。給与法においても、職員の給与額を研究して適当と認める改定等を国会及び内閣に同時に報告することが定められている。

また、人事院は、給与制度の実施の責めに任じることとされており、その公正妥当な運用を確保するため、所要の規則の制定、給与支払いの監理等を行っている。

### 第1節 給与に関する勧告と報告

#### 1 給与勧告制度の仕組み

##### (1) 給与勧告制度の意義と役割

国公法第28条は、国家公務員の給与について、国会により社会一般の情勢に適応するように随時変更することができるとしており、人事院には、その変更に関して勧告することを怠ってはならないとするとともに、国会及び内閣に対し、毎年、少なくとも1回、俸給表が適当であるかどうかについて報告を行う責務を課している。

国家公務員は、その地位の特殊性及び職務の公共性に鑑み、憲法で保障された労働基本権が制約されており、人事院の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。給与勧告においては、従前より、給与水準の改定のみならず、俸給制度及び諸手当制度の見直しも行ってきている。

人事院が給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、職務に精励している国家公務員の士気の向上、公務における人材の確保や労使関係の安定にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

##### (2) 民間準拠による給与水準の改定

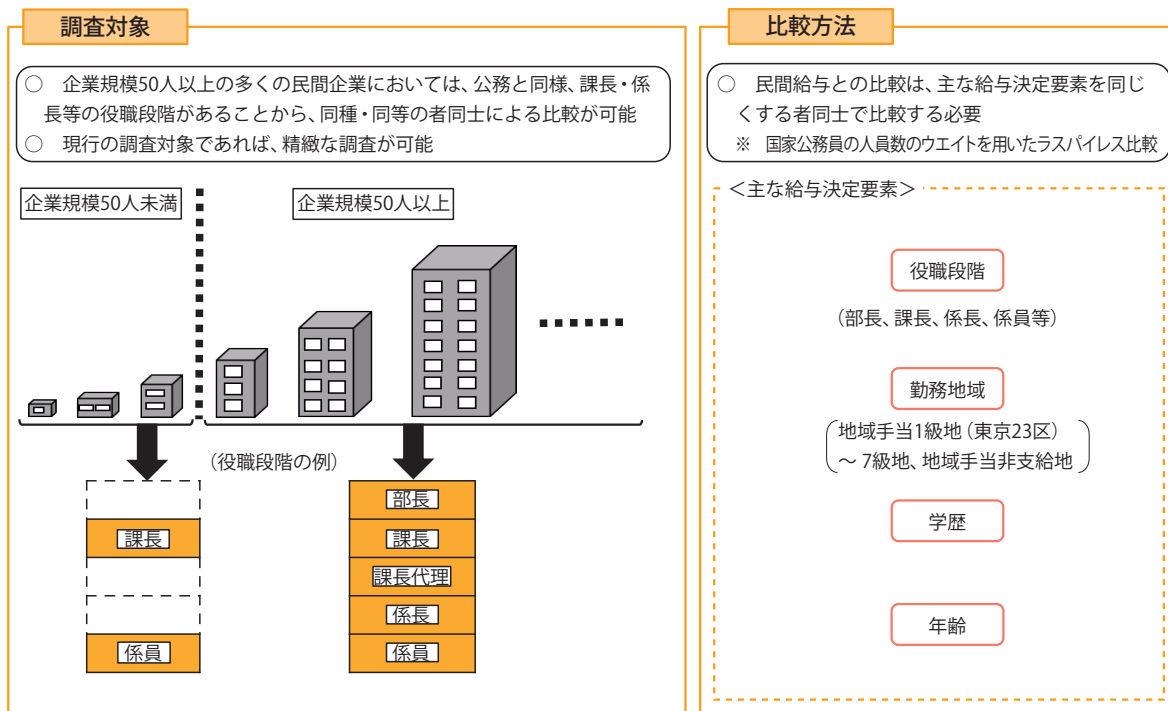
給与勧告では、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本としている。民間準拠を基本とするのは、国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、公務の給与水準は、その時々を経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。

国家公務員給与と民間給与との比較においては、主な給与決定要素を同じくする者同士の4月分の給与を比較している。また、「職種別民間給与実態調査」は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を調査対象として実施している。

比較方法については、給与は、一般的に、職種を始め、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の要素を踏まえてその水準が定まっていることから、両者の給与の単純な平均値ではなく、給与決定要素を合わせて比較（同種・同等比較）することとしている。

また、調査対象については、企業規模50人以上の多くの民間企業は公務と同様、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能であることに加え、現行の調査対象となる事業所数であれば、精緻な調査が可能であり、調査の精緻性を維持することができること等から、現行の調査対象としている（図3-1）。

図3-1 民間給与との比較



### (3) 民間給与との比較

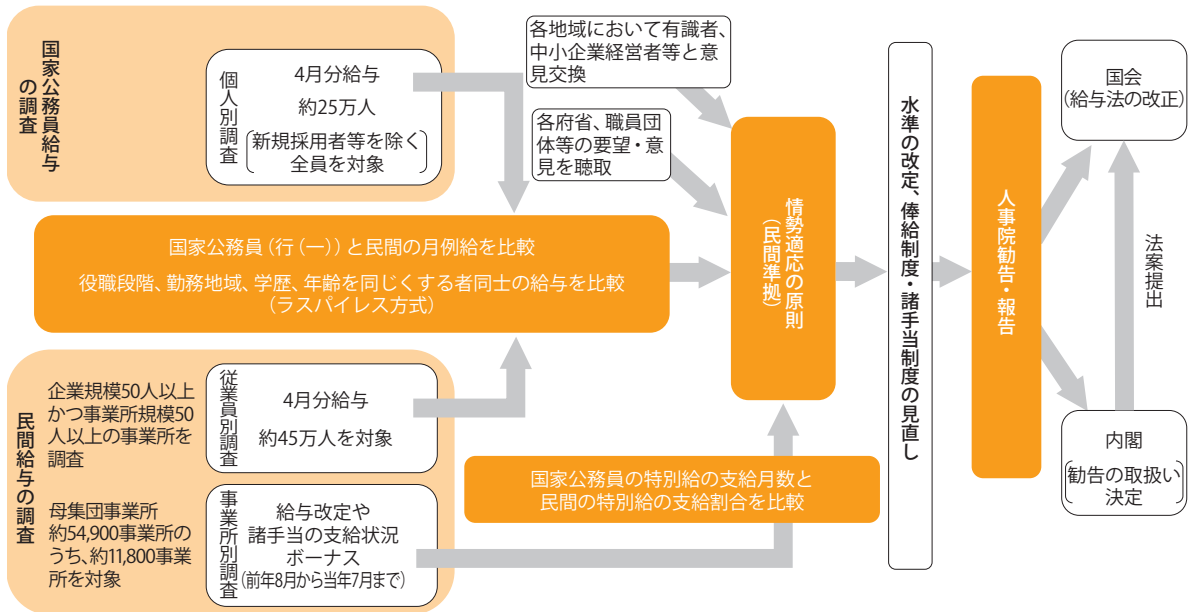
#### 〔月例給の比較〕

月例給については、「国家公務員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」を実施して公務と民間の4月分の給与を精確に把握し、前記の比較方法により精密に比較を行い、公務員と民間企業従業員の給与水準を均衡させること（民間準拠）を基本に勧告を行っている（図3-2）。

#### 〔特別給の比較〕

特別給については、「職種別民間給与実態調査」により、前年8月から当年7月までの直近1年間の民間の特別給（ボーナス）の支給実績を精確に把握し、これに公務員の特別給（期末手当及び勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている（図3-2）。

図3-2 給与勧告の手順



## ② 令和4年の報告と勧告

令和4年8月8日、人事院は国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与について報告及び勧告を行った。その内容は第1部第4章に掲げるとおりである。

## ③ 公務員給与の実態調査

民間給与との比較のための基礎となる国家公務員の給与の状況を把握するため、毎年、各府省の協力を得て「国家公務員給与等実態調査」を実施している。

調査の概要は次のとおりである。

調査の対象：1月15日現在に在職する給与法、任期付研究員法、任期付職員法の適用を受ける職員（休職者、派遣職員（専ら派遣先の業務に従事する職員に限る。）、在外公館勤務者等を除く。）

調査項目：俸給、諸手当の受給状況、年齢、学歴、採用試験の種類等

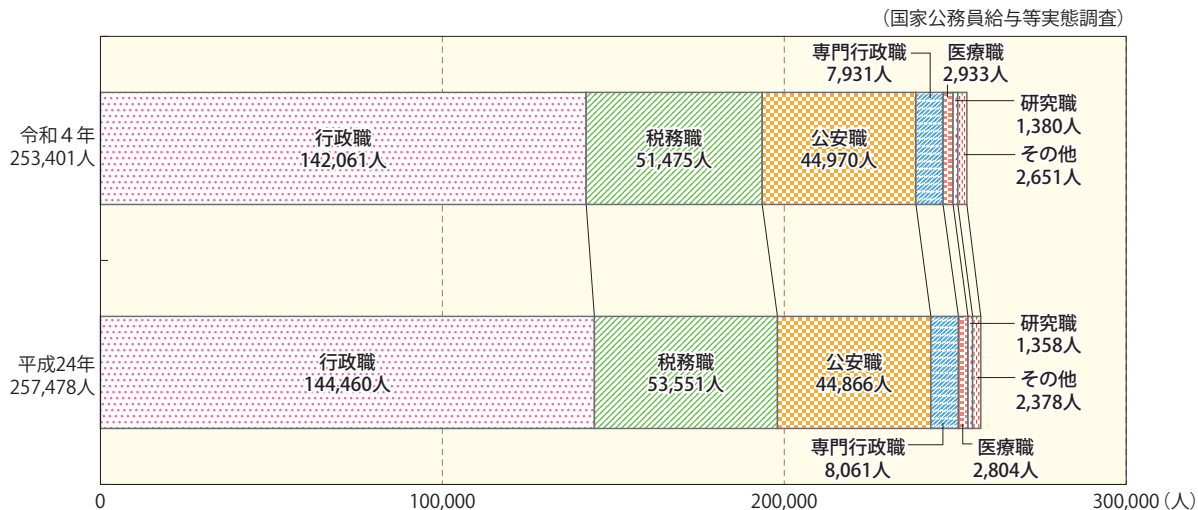
調査の集計：4月1日における給与等の状況を集計

令和4年国家公務員給与等実態調査結果の概要は、次のとおりである。

### (1) 職員の構成

国家公務員の人数は、253,401人となっている（図3-3）。また、全職員の平均年齢は42.5歳であり、昨年と比べ0.2歳低くなっている（図3-4）（資料3-1～3-3）。

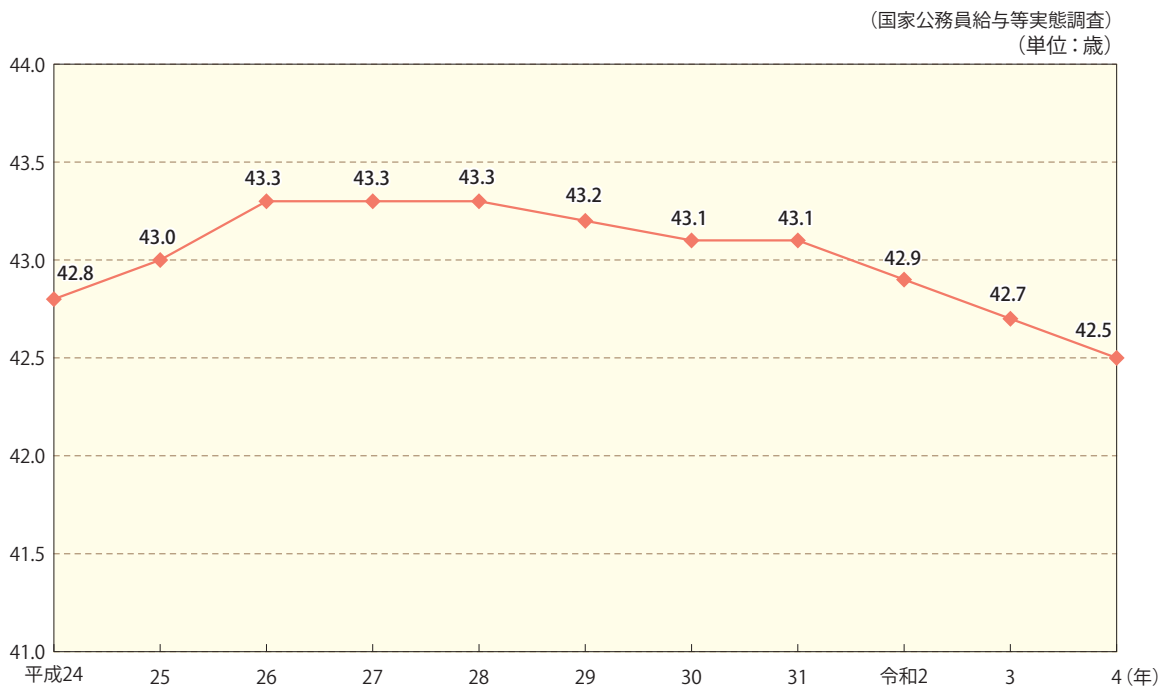
図3-3 職種別職員数



(注) 1 職員数は、給与法、任期付研究員法及び任期付職員法が適用される4月1日現在の在職者（新規採用者、再任用職員、退職者、派遣職員（専ら派遣先の業務に従事する職員に限る。）、在外公館勤務者等は含まない。）である（以下図3-4、表3-1及び表3-2において同じ。）。

2 行政職のうち、行政職俸給表（一）適用の在職者は、令和4年が139,947人（55.2%）、平成24年が140,981人（54.8%）である。

図3-4 平均年齢の推移



## (2) 職員の給与

令和4年4月1日における平均給与月額及び諸手当の受給状況は、表3-1及び表3-2のとおりである（資料3-2）。

表3-1 給与種目別平均給与月額

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

給与種目	全職員	行政職俸給表(一)適用職員
俸給	334,711円	323,711円
地域手当等	43,123円	43,644円
俸給の特別調整額	11,956円	12,655円
扶養手当	9,264円	8,852円
住居手当	6,510円	7,129円
その他	7,500円	9,058円
合計	413,064円	405,049円

- (注) 1 「俸給」には、俸給の調整額を含む。  
 2 「地域手当等」には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。  
 3 「その他」は、本府省業務調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当、特勤勤務手当等であり、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当等の実費弁償又は実績給である給与は含まない。

表3-2 主な手当の受給者数、受給者割合及び受給者平均手当月額

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

給与種目	受給者数	受給者割合	受給者平均手当月額
地域手当	206,653人	81.6%	49,541円
通勤手当	203,858人	80.4%	14,188円
扶養手当	117,533人	46.4%	19,973円
住居手当	64,573人	25.5%	25,548円
俸給の特別調整額	43,646人	17.2%	69,414円
広域異動手当	34,509人	13.6%	19,981円
寒冷地手当	25,408人	10.0%	6,675円
単身赴任手当	18,633人	7.4%	46,568円

#### 4 民間給与の実態調査

公務員給与を適切に決定するための基礎資料を得ることを目的として、毎年、都道府県、政令指定都市等の人事委員会と共同で「職種別民間給与実態調査」を実施している。

##### (1) 令和4年調査の概要

###### ア 調査対象事業所

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所54,866事業所。  
 なお、令和4年調査は、令和3年調査に引き続き新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外。

###### イ 調査事業所

調査対象事業所を都道府県、政令指定都市等別に組織、規模、産業により829層に層化し、これらの層から無作為に抽出した11,841事業所。

###### ウ 調査方法・内容

令和4年4月25日から同年6月17日までの間において、令和4年4月分として支払われた給与月額等について、人事院及び人事委員会の職員による調査を実施。

###### エ 集計の方法

総計及び平均値の算出に際しては、母集団に復元。

## (2) 令和4年調査結果の概要

### ア 調査完了事業所

調査完了事業所は、資料3-4のとおりであり、調査完了率は83.2%となっている。

### イ 調査実人員

公務と類似すると認められる54職種（行政職(一)相当職種22職種、その他の職種32職種）の調査実人員は、行政職(一)相当職種が433,725人（初任給関係 27,856人、初任給関係以外 405,869人）であり、その他の職種が19,758人（初任給関係 664人、初任給関係以外 19,094人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は3,541,021人であり、このうち、行政職(一)相当職種は3,352,731人である。

### ウ 初任給、職種別給与及び給与改定等の状況

初任給、職種別給与及び給与改定等の状況については、資料3-5から資料3-7のとおりである。

## 第2節 給与法の実施等

### 1 行政組織の新設等に伴う規則改正

行政組織の新設・改廃、官職の新設等に伴い、指定職俸給表の適用範囲の変更を行うため規則9-2（俸給表の適用範囲）の一部を改正したほか、規則9-6（俸給の調整額）、規則9-17（俸給の特別調整額）等の一部を逐次改正した。

### 2 級別定数の設定・改定等

#### (1) 級別定数の設定・改定等に関する意見の申出等

職員の給与は、その職務と責任等に応じて決められる俸給表及び職務の級に基づいて支給され、職員の職務の級は級別定数の枠内で決定することとされている。級別定数は、府省ごとに、職員の職務をその複雑、困難及び責任の度に応じて各俸給表の職務の級別に分類し、その職務の級ごとの適用職員数（枠）を、会計別、組織別及び職名別に定めたものであり、各府省において、適正・妥当な職務の級の決定が行われるよう、給与格付の統一性、公正性を確保する役割を担っている。具体的には、各俸給表の職務の級ごとに定められた標準的な職務を基準とし、職員の担当する職務の困難度や責任の程度等を踏まえ、当該職務の遂行に必要な資格、能力や経験等の内容も考慮して級別定数が設定される。

級別定数の設定・改定及び指定職俸給表の号俸の決定は、組織管理の側面を持つことから内閣総理大臣の所掌に属するものとされているが、級別定数等は、職員の給与決定の基礎となる勤務条件であり、その設定・改定等に当たって、労働基本権制約の代償機能が十分に確保される必要があることから、「内閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見については、十分に尊重するもの」と給与法で定められている。この人事院の意見は、憲法上保障された労働基本権制約の代償機能として、職員の適正な勤務条件を確保する観点から内閣総理大臣に提出するものであり、国会及び内閣に対し、その完全実施を要請している人事院勧告と同様の性格を有するものである。

級別定数等については、行政需要の増大や行政の複雑・多様化等に伴う業務の変化に対

応し、能率的な行政運営を推進するとともに、適正かつ安定した人事運用を確保するため、毎年、所要の見直しを行ってきている。令和4年度においても、令和4年8月末の各府省要求に始まる予算編成過程において、人事院は労使双方の意見を聴取して級別定数の設定・改定等に関する案を作成し、予算概算閣議決定前の令和4年12月22日に意見として内閣総理大臣に提出した。この人事院の意見を反映した予算の成立を視野に、人事院は各府省における級別定数の運用に必要な事項等を加えた級別定数等に係る意見の申出を令和5年3月29日に内閣総理大臣に行った。人事院の意見の申出を受けて、内閣総理大臣は、意見の申出どおり級別定数の設定・改定等を行った。

意見の作成に当たって、人事院は、公務組織の円滑な運営及び職員の士気の維持・高揚を図る必要性並びに職員構成の変化による世代間の大きな不公平や府省間の著しい不均衡が生じないこと等に配慮しつつ、職務・職責の内容・程度、職務の遂行に必要な資格、能力や経験等の内容に応じた適切な給与上の評価を行うとともに、必要性の薄くなった定数については積極的に回収を進めるなど、各府省の実情を踏まえたものとしている。

このほか、令和4年度の年度途中において政府が行った機構の新設及び定員の増減等に対応して、人事院は、級別定数の設定・改定等に関する意見の申出を2件行った。人事院の意見の申出を受けて、内閣総理大臣は、いずれも意見の申出どおり級別定数の設定・改定等を行った。また、指定職の運用及び級別定数の運用の改正に関する見解の申出を2件行った。人事院の見解の申出を受けて、内閣総理大臣は、見解の申出どおり、「指定職の運用について」（平成26年5月30日内閣総理大臣決定）及び「級別定数の運用について」（平成26年5月30日内閣総理大臣決定）の改正を行った。

## (2) 職務の級の決定等の審査

職員の採用、昇格、昇給に当たっての給与決定については、規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）等に定める基準に従い、各府省において決定できることとしている。ただし、本府省の企画官等の標準的な職務の級である行政職俸給表(一)7級以上の上位級への決定において基準どおりでない例外的な給与決定に係る案件や、民間における特に有用な知識・経験を有する者の初任給決定における特例的な決定を行う案件等については、人事院への協議を必要としている。このため、人事院は各府省からの個別の協議に応じ、審査を行った。

## ③ 独立行政法人等の給与水準の公表

総務大臣が定める給与水準公表のガイドライン等に基づき、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人及び認可法人等の給与水準が公表されている。人事院は、これら法人（令和4年度191法人）による給与水準の公表に当たり、各法人と国家公務員との給与の比較指標等を作成、提供するなど、専門機関として必要な協力を行った。

## 第3章 補足資料

## 資料3-1 俸給表の適用範囲

俸給表の種類	適用を受ける職員の範囲
行政職俸給表(一)	他の俸給表の適用を受けない全ての職員(ただし、非常勤職員を除く。)
行政職俸給表(二)	機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの
専門行政職俸給表	植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの
税務職俸給表	国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるもの
公安職俸給表(一)	警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるもの
公安職俸給表(二)	検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるもの
海事職俸給表(一)	遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるもの
海事職俸給表(二)	船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるもの
教育職俸給表(一)	大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるもの
教育職俸給表(二)	高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるもの
研究職俸給表	試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの
医療職俸給表(一)	病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるもの
医療職俸給表(二)	病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるもの
医療職俸給表(三)	病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるもの
福祉職俸給表	障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの
専門スタッフ職俸給表	行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの
指定職俸給表	事務次官、外局長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるもの
特定任期付職員俸給表	任期付職員法の規定により任期を定めて採用された職員のうち、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員(特定任期付職員)
任期付研究員俸給表	任期付研究員法の規定により任期を定めて採用された職員



資料3-2 俸給表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均給与月額

(令和4年国家公務員給与等実態調査)

俸給表	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額						
				俸給	地域手当等	俸給の特別調整額	扶養手当	住居手当	その他	
	人	歳	年	円	円	円	円	円	円	円
全俸給表	253,401	42.5	20.7	413,064	334,711	43,123	11,956	9,264	6,510	7,500
行政職俸給表(一)	139,947	42.7	20.7	405,049	323,711	43,644	12,655	8,852	7,129	9,058
行政職俸給表(二)	2,114	51.1	29.4	328,416	286,570	26,485		9,230	4,727	1,404
専門行政職俸給表	7,931	42.5	20.2	444,865	349,578	53,579	12,017	9,192	9,842	10,657
税務職俸給表	51,475	42.3	20.9	429,738	353,566	45,948	13,683	8,587	5,743	2,211
公安職俸給表(一)	21,989	41.4	20.1	379,615	320,437	31,608	6,062	12,922	3,332	5,254
公安職俸給表(二)	22,981	40.3	18.8	407,697	338,103	35,176	9,570	10,221	6,986	7,641
海事職俸給表(一)	199	42.8	21.7	454,999	362,640	51,025	15,515	12,209	5,288	8,322
海事職俸給表(二)	348	41.2	22.6	370,826	308,624	39,042		11,672	5,523	5,965
教育職俸給表(一)	90	45.5	21.3	470,670	417,359	26,046	4,158	14,994	4,780	3,333
教育職俸給表(二)	67	49.4	25.7	458,755	396,134	38,038	3,860	11,246	6,831	2,646
研究職俸給表	1,380	46.6	23.0	561,749	405,467	74,829	56,456	11,201	8,757	5,039
医療職俸給表(一)	607	52.8	25.8	840,532	507,742	90,890	34,536	10,851	6,304	190,209
医療職俸給表(二)	490	46.5	21.0	357,805	312,940	23,941	1,162	9,072	5,877	4,813
医療職俸給表(三)	1,836	47.7	22.3	358,479	319,817	20,623	792	8,779	5,488	2,980
福祉職俸給表	242	44.0	20.0	388,577	338,582	27,562	4,822	10,725	4,976	1,910
専門スタッフ職俸給表	174	56.0	32.5	599,219	488,602	96,942		8,560	3,784	1,331
指定職俸給表	958	56.9	33.4	1,027,657	857,194	165,095				5,368
特定任期付職員俸給表	432	42.9		625,769	526,382	99,374				13
第一号任期付研究員俸給表	65	42.5		472,626	406,077	66,549				
第二号任期付研究員俸給表	76	36.1		395,793	337,632	58,161				

- (注) 1 職員数は、給与法、任期付研究員法及び任期付職員法が適用される4月1日現在の在職者（新規採用者、再任用職員、退職者、派遣職員（専ら派遣先の業務に従事する職員に限る。）、在外公館勤務者等は含まない。）である。  
 2 「全俸給表」の「平均経験年数」には、特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。  
 3 「俸給」には、俸給の調整額を含む。  
 4 「地域手当等」には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。  
 5 「その他」は、本府省業務調整手当、単身赴任手当（基礎額）、寒冷地手当、特地勤務手当等である。

第1編

第3部

令和4年度業務状況

資料3-3 俸給表別、学歴別及び性別人員構成比

(令和4年国家公務員給与等実態調査)  
(単位：%)

俸給表	区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比		
			大学卒	うち 大学院修了	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全俸給表		100.0	56.3	6.7	14.3	29.3	0.1	78.0	22.0
行政職俸給表(一)		100.0	61.7	8.0	12.5	25.8	0.0	77.1	22.9
行政職俸給表(二)		100.0	7.1	0.0	13.6	74.1	5.2	73.7	26.3
専門行政職俸給表		100.0	65.7	24.7	25.0	9.3	0.0	75.1	24.9
税務職俸給表		100.0	49.2	1.6	5.4	45.4	0.0	75.9	24.1
公安職俸給表(一)		100.0	52.5	2.0	11.3	36.2	0.1	88.6	11.4
公安職俸給表(二)		100.0	42.0	2.8	39.7	18.2	0.1	84.0	16.0
海事職俸給表(一)		100.0	40.2	1.5	32.2	26.1	1.5	99.5	0.5
海事職俸給表(二)		100.0	4.0	—	25.9	65.5	4.6	99.1	0.9
教育職俸給表(一)		100.0	87.8	25.6	12.2	—	—	90.0	10.0
教育職俸給表(二)		100.0	68.7	13.4	22.4	9.0	—	68.7	31.3
研究職俸給表		100.0	98.8	82.6	0.5	0.7	—	79.9	20.1
医療職俸給表(一)		100.0	100.0	32.0	—	—	—	75.0	25.0
医療職俸給表(二)		100.0	51.6	5.5	47.1	1.2	—	52.7	47.3
医療職俸給表(三)		100.0	7.0	0.7	90.6	2.4	—	20.4	79.6
福祉職俸給表		100.0	78.9	6.2	16.1	4.5	0.4	56.6	43.4
専門スタッフ職俸給表		100.0	90.2	24.7	0.6	9.2	—	93.7	6.3
指定職俸給表		100.0	98.7	12.4	0.2	1.0	—	95.2	4.8
特定任期付職員俸給表		100.0	97.7	47.5	1.2	1.2	—	84.0	16.0
第一号任期付研究員俸給表		100.0	100.0	100.0	—	—	—	64.6	35.4
第二号任期付研究員俸給表		100.0	100.0	82.9	—	—	—	61.8	38.2

(注) 1 「大学卒」には修士課程及び博士課程修了者を、「短大卒」には高等専門学校卒業者を含む。  
2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

資料3-4 令和4年職種別民間給与実態調査の産業別、企業規模別調査事業所数

(単位：所)

産業	企業規模	規模計	企業規模別				
			3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業計		9,688	1,730	1,212	1,126	3,955	1,665
農業、林業、漁業		25	0	1	0	9	15
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		774	138	69	87	252	228
製造業		4,273	558	557	532	1,902	724
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業		1,814	360	236	173	736	309
卸売業、小売業		740	112	120	114	316	78
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業		392	155	78	38	102	19
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業		1,670	407	151	182	638	292

(注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が192所、調査不能の事業所が1,961所あった。  
2 調査対象事業所11,841所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所192所を除いた11,649所に占める調査完了事業所9,688所の割合(調査完了率)は、83.2%である。  
3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

資料3-5 民間の職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和4年職種別民間給与実態調査)

(単位：円)

職種		学歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
事務・技術関係	新卒事務員	大学院修士課程修了	234,747	238,052	229,943	* 231,304
		大学卒	207,878	211,512	205,707	200,341
		短大卒	183,878	187,819	181,522	178,215
		高校卒	168,820	171,541	167,795	164,796
	新卒技術者	大学院修士課程修了	232,336	236,666	225,230	226,384
		大学卒	210,758	216,070	207,549	206,871
		短大卒	190,616	191,650	189,863	189,345
		高校卒	172,085	172,862	170,900	173,561
	新卒事務員・技術者計	大学院修士課程修了	233,227	237,160	227,033	228,553
		大学卒	208,990	213,078	206,461	203,336
		短大卒	188,026	190,207	186,659	184,705
		高校卒	170,766	172,352	169,585	170,145
その他	新卒船員	海上技術学校卒	* 199,626	—	* 207,164	* 185,807
	新卒大学助教	大学卒	* 226,325	—	* 226,325	—
	新卒高等学校教諭	大学卒	219,598	* 222,392	218,749	* 218,840
	新卒研究員	大学卒	212,722	210,546	214,662	* 213,373
	新卒研究補助員	短大卒	* 201,355	* 198,670	* 202,183	—
高校卒		187,436	* 179,163	* 193,156	—	

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 「\*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第1編

第3部

令和4年度業務状況

資料3-6 民間の職種別従業員数、平均年齢及び平均支給額

(令和4年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	調査人員 (復元後)	平均年齢	令和4年4月分平均支給額				備考
				きま って 支給 する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)	うち 通勤手当	
支店長	729	3,454	54.0	766,149	2,502	763,647	24,176	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
事務部長	14,092	102,115	53.0	711,958	2,864	709,094	14,048	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
事務部次長	5,269	42,990	51.8	673,856	5,873	667,983	19,056	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
事務課長	28,825	236,976	49.5	600,209	13,783	586,426	13,468	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の 長及び課長級専門職
事務課長代理	11,559	89,107	46.6	558,486	56,041	502,445	14,771	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課 長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
事務係長	30,339	220,241	45.0	481,262	56,258	425,004	13,912	係の長及び係長級専門職
事務主任	26,175	171,686	42.2	405,763	50,096	355,667	13,473	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が 上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
事務係員	107,721	934,830	36.9	337,376	40,784	296,592	11,976	
工場長	474	2,045	54.4	729,819	2,577	727,242	10,793	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
技術部長	9,561	61,479	53.4	725,370	3,417	721,953	11,697	事務部長に同じ。
技術部次長	3,469	27,750	51.8	673,748	5,492	668,256	11,917	事務部次長に同じ。
技術課長	24,734	187,456	49.2	599,719	16,468	583,251	10,471	事務課長に同じ。
技術課長代理	7,444	57,950	46.5	545,615	42,377	503,238	9,458	事務課長代理に同じ。
技術係長	24,943	172,639	45.0	502,917	82,909	420,008	11,048	事務係長に同じ。
技術主任	23,996	171,218	42.6	441,552	73,633	367,919	9,763	事務主任に同じ。
技術係員	86,539	870,795	35.4	359,588	58,169	301,419	8,540	

(注) 1 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間位置付けられる者をいう。  
 2 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう。  
 3 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう。

### 資料3-7 民間の給与改定等の状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

(単位：%)

#### 1 ベース改定の状況

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
係員		31.5	7.2	0.3	60.9
課長級		26.9	7.3	0.3	65.5

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

#### 2 定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給中止	定期昇給制度なし	
			定期昇給実施	増額	減額			変化なし
係員		85.8	84.0	30.4	2.8	50.8	1.8	14.2
課長級		78.6	76.2	26.3	2.6	47.3	2.4	21.4

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第1編

第3部

令和4年度業務状況